

令和6年度 第1回富士市総合教育会議

会 議 録

開催日

令和6年8月21日 水曜日
開 会 15時 00分
閉 会 16時 30分

会議場

市庁舎5階 第3会議室

出席者の氏名

市 長	小長井 義 正	教 育 委 員	松 田 靖 子
教 育 長	森 田 嘉 幸	教 育 委 員	塩 谷 知 一
教育長職務代理者	和久田 恵 子	教 育 委 員	保 科 悦 久

出席職員等の氏名

教育次長	味 岡 俊 雄	こども未来部長	春 山 辰 巳
教育総務課長	佐 野 睦 昭	こども未来課長	本 多 直 人
学校教育課長	若 田 泰 一	こども未来課調整主幹	伊 藤 真 也
学務課長	鈴 木 秀 江	教育総務課調整主幹	小長谷 聡
社会教育課長	吉 田 和 洋	教育総務課参事補兼指導主事	吉 村 直 也
文化財課長	植 松 良 夫	教育総務課主幹	遠 藤 綱 輝
中央図書館長	桑 原 正 壽	教育総務課指導主事	瀧 南
富士市立高校事務長	榎 俊 英		
教育研修・特別支援教育センター所長	檜 木 小重美	傍聴人	3人
青少年相談センター所長	田 中 亘		
博物館長	石 川 武 男		

議題（動議）及び議事の概要

（議 案）

議第1号 （仮称）富士市こども総合計画の策定について

開会

(開会) 教育次長

市長あいさつ

市長

皆さんこんにちは。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

今回の議題は、「(仮称) 富士市こども総合計画の策定について」であります。

本市では、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、県内初となる「富士市子どもの権利条例」を令和4年4月1日に施行しました。

この条例は、子どもの権利についての理念だけでなく、これを実現させるための具体的な制度や仕組みを盛り込んだ実効性のあるものとして制定しており、推進計画の策定についても規定しております。

また、国では、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、「こども基本法」を令和5年4月1日に施行し、その中では、県や市区町村は「こども大綱」を勘案し、「こども計画」を定めるよう努めるとしております。

こうしたことから、本市では、子どもの権利保障の観点から、子どもに関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称) 富士市こども総合計画」を策定することといたしました。

本日は、計画の策定に当たり、こども施策を推進するための基本的な考え方や基本目標について、委員の皆様と意見交換をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議事

教育次長

市長、どうもありがとうございました。本日の議題は、「(仮称) 富士市こども総合計画の策定について」であります。これから議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、この会の主催者であります小長井市長にお願いしたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

市長

それでは、早速ですが、私が進行役を務め、今後の議事を進めさせていただきたいと思います。それでは次第に従いまして、進めさせていただきます。議題は「(仮称) 富士市こども総合計画の策定について」であります。今回は子どもの権利条例等を基盤とした子どもに関する施策を総合的に推進するための計画の策定について、教育委員の皆様と意見交換をしたいと考えております。まず、意見交換の前に担当課から資料の説明をお願いいたします。

こども未来課長

（「（仮称）富士市こども総合計画の策定について」を、資料に基づき説明）

市長

こども未来課の方から資料についての説明がありました。次第にありますように、この後、意見交換に入りますが、ア、イというように2つに分けてあります。

まず、「こども施策を推進するための基本的な考え方について」（資料3ページ）意見交換を行ったのちに、後半で「基本理念（案）を踏まえた基本目標について」（資料4・5ページ）について意見交換をしたいと考えております。

今、説明をいただいたのですが、内容が盛りだくさんですので、内容を確認したいということでも結構ですし、色々なお考えやご意見があればいただければと思っております。では、まずは3ページ目までのこども施策を推進するための基本的な考え方について、皆さんからのご意見をいただければと思います。

塩谷委員

「こども施策を推進するための基本的な考え方について」の項目の3段目に「本計画では子どもを権利の主体として位置付け、子どもをまんやかに据えて、次の事項を基本としてこども施策の展開を図る」という部分があります。私が気になるのは、「本計画では子どもを権利の主体として位置付け」という言い回しですが、ある意味、ここは当然のことであって、子どもは権利の主体であるというのは、富士市の条例を待たずとも、その前から子どもというのは大人とは別の人格があって、大人の所有物ではなく、一つの人格として尊重されるべきだというのは当然の考えであり、富士市は条例を令和4年に整備しています。

これは、本計画で初めて位置付けるわけではなく、富士市に在住する市民にとって、このことは当たり前のことだけれども、改めてそこを確認した上でといった表現にしておかないと、当たり前すぎることをここに書いてしまうことによって、今までどう思っていたんだみたいな話になり得るかなと思いました。富士市がせっかく条例の整備を進めてきているという中で、子どもをどまんなかに据えた政策を展開するという表現を随所に出していったほうがいいと思いました。

これはまだ完成版ではないと思いますので、その辺りの表現もぜひ気を使って書いていただくと、本当に子ども中心に考えていただいているのだということが中身から伝わると思います。

もう1点は質問ですが、このこども施策の対象について、富士市の子ども権利条例で子どもは18歳未満を基本として、あとはそれに準ずる者と定義されています。こども基本法では、年齢の上限が明示されずに、成長過程にある者を指すということで捉えられているとあります。このこども施策の中で、若い世代という表現と若者という表現が出てくるのですけれど、条例でいう子ども、さらに法律でいう子ども、そして今回、若者、若い世代とありますが、どの世代まで想定した計画なのか、子どもの対象をどこまでと考えているかということを経験的な考え方として知りたいと思います。

市長

大きく2つの項目について感想を含めてご意見をいただきました。

質問は後半の方ですが、私の方からも少し触れたいと思います。

富士市は子どもの権利条例が施行されているという中で、総合計画の策定を進めているわけですね。先ほどの「子どもを権利の主体として位置付けている」というのは、条例でも位置付けているということで、その条例で位置付けているものと総合計画の関係というものを確認をした方がいいのかなと思いましたので、まず塩谷委員の発言に関連して、改めて確認したいと思います。

こども未来課長

まず、1点目の「子どもを権利の主体として位置付け」のところについては、まさしく塩谷委員のご指摘のとおり、初めてこの計画で権利の主体として位置付けているものではありません。また、市長が申し上げたとおり、そもそも条例として、権利の主体として位置付けておりますし、令和5年の4月にこども基本法ができましたけれども、その中でも子どもは権利の主体であるということは、上位法である法律にも位置付けられています。そういう意味におきまして、表現については、委員ご指摘のとおり、修正をかけさせていただけたらと思っております。

また、対象についてでございますけれども、今回この計画策定に当たりましては、こども基本法ができる前に令和4年4月に富士市子どもの権利条例が施行されております。その中で、この子どもの権利に関する推進計画をまず作らないといけないということが定められています。

その時にはまだこども基本法云々という情報がなかったのですけれども、ここまでどう動いていくかということで、令和5年4月にこども基本法ができました。この中では冒頭でも申し上げたとおり、大綱に基づいたものがあるのですけれども、少子化、子ども・若者、子どもの貧困等の3つがそれぞれ合わさったようなものを策定していくわけなのですけれども、そもそもこども基本法におきましては、ご指摘のとおり、年齢の定めがございません。

基本法の中で、各市町村については、県のものを参考にしながら、実施計画を作るというよう定められているので、それに基づいて、我々も進めております。ですので、この法の流れを受け継いだところで今、明確に18歳までというのではなくて、今委員のご指摘のとおり若者を含んだ中での計画策定を進めているところです。

塩谷委員

よく分かりました。最初の点については、本当に表現の問題だけだと思いますから、また検討して誤解のないようにしていただければと思います。

2つ目の質問は、後半の方にも関わってくると思いますけれども、どこまでを見据えるかによって、18歳まで、18歳を超えたらさらに高等教育について、富士市にしながら高等教育を受けたいですとか、そういうところも出てくるでしょうし、そのあたり、セーフティネットとしても困難な状況にある子ども・若者への支援という項目がありましたけれども、さらにもっとその学びたい、より高度な学びをしたいという方に対し、富士市はどういう支援を実施するのかというような視点も、どこまで捉え

るのかによって出てくる方針になると思います。またその辺りは後半で議論の必要があると思います。

こども未来課長

法律上は年齢の定めがないとありますが、こども子育て会議の委員長である野村様は、大学の教授であり、弁護士の資格も持ち、国の審議会にも数多く出席している方です。野村先生は、法律上には明記はないですが、若者とは概ね 40 歳程度との話がありました。

保科委員

参考資料に富士市の子ども権利条例の抜粋がありますが、第 3 条が「子どもにとって大切な権利」と明記されています。第 3 条第 2 号の、「子どもが自分の思い、考え又は意見を自由に表明することができ…」というところですが、例えば子ども自身が家庭や学校で、ちょっとネガティブな状況になって、自らが SOS を発信するというようなものも、この中に入っているのでしょうか。

こども未来課長

この条例を策定をするときの大前提になりますけれども、子どもには様々な権利があるという中で、どのような権利をこの条例の中に盛り込んでいこうかという議論が活発に行われた経緯がございます。

例えば、学ぶ権利や遊ぶ権利、休む権利などもあると思います。そのような様々な権利がある中で、どのような権利をここに盛り込んでいくのかという議論もありました。個別の権利をまず規定をしていくと、やはりそこで抜け落ちてしまうものもあるという中で、基本的なこの条例のつくりといたしまして、国連子どもの権利の救済委員会というところが出している、「4 つの子どもの権利の一般原則」というものがございます。その一般原則をこの条例の中に盛り込むべきだというような話がありました。その盛り込ませたものがこの第 3 条です。1 つ目が、「生命・生存・発達に対する権利」で、安心して成長し発達できるということ、2 つ目が考え、意見を自由に表明でき、子どもの意見が尊重されるということ、これが意見表明権でございます。3 つ目が子どもの最善の利益、そして 4 つ目は差別の禁止という、この 4 つの権利をこの中に盛り込んであります。そして今、委員がご指摘のところの意見表明権のところ国連の中でも、一番大切な子どもの権利とされています。

その中に SOS が入るのかということですが、やはり当然 SOS も含まれますけれども、それ以外の生活、学校生活や家庭生活において、子どもが自分の意見をきちんと伝えること、そして大人がそれを受け止めることがとても大切だということでございますので、SOS のみならず、様々な場合におきまして、子どもの意見表明が尊重されるべきであるということをここで述べさせていただいております。

松田委員

今説明にあったとおり、18 歳未満の子どもとそれから若者ということで、なかなか考え方の把握が難しいと思いました。どうしても 20 歳を超えると、同じ社会人と

してという感覚があるので、どう捉えているのかと思いながら読ませていただいたところで、難しさもあると率直な感想として感じました。

子どもの権利条例の前文の中に、「子どもであっても子どもも大人もパートナー」という、同じ人間としてのパートナーという言葉がありました。それぞれの役割があると書かれていたので、そこをもって今回この資料を読ませていただいた中で、基本的事項に対してどうなのかというお話でしたが、やはり計画なので、これをしっかりと具体的に一步步進めていくことが大切であると思います。毎年毎年一步步できるかという、大人がそれをしっかりと把握して守る、やるということが大切になると思います。そのことが、基本的事項にないと、これが計画で読んで終わってしまうということになってしまうと思います。そうならないように大人が守る、そこは何か言葉で組み込まれたらいいなと思います。

こども未来課長

まず、大人がしっかりと守るというところについてですけれども、松田委員のご指摘のとおりだと思います。条例の中でも、そしてこども基本法でも、こどもにやさしいまちというものを提唱しています。子どもは、先ほどの議論の中でもありましたとおり、権利の主体であるというその一方で、やはり支援を必要としていることは確かでございます。個々の支援策にとどまらず、その関係性構築、場の保証、あるいはその中での支援、基本保証を不可欠としていることは委員ご指摘のとおりだと思います。それについて大人たちが、こういうものを作ることによって、大人のマインドチェンジというものも必要なのかなと思っております。計画を策定することによって、意識の浸透というところも大変必要になってくると思っております。

この後のご議論のところにもなると思うのですが、基本目標の中に様々な、それにぶら下がるような施策を検討しているところであります。その中でも委員ご指摘のところについては、貴重なご意見と認識しておりますので、盛り込むように検討していきたいと思っております。

市長

確認ですが、基本的考え方、基本的事項についての中に大人という視点が抜けているのではないかという指摘でありました。ここに加えるという考え方でいいですか。

こども未来課長

そうですね。考え方としては加えさせていただければと思います。

市長

確かに条例の原文にも大人と引用されていることも含めて、基本的事項として大人として今後どういうふうに、施策を展開するに当たって大人はどうすべき、どうあるべきだということがここに出てくるということでもいいでしょうか。

こども未来課長

はい。

和久田委員

非常に難しく、「こどもまんなか」というわりには、すごく難しい議論をここですいていると思いました。こどもはまんなかに今いるかな、と話を聞いていたところです。

子どもの権利条例がつくられたときにも、すごく難しく子どもたちに分かる言葉で出してください、とお願いをした気がします。子どもたちが子どもの権利を知らない、周りの人間が子どもの権利を一生懸命知ろう、やろうとなっているけれども、まんなかにいる子どもたちが知らないままになっているのはよくないと思います。

「子どもに届く施策を展開する」と書いてあるこの「子どもに届く」というのは、内容が子どもに届くということと、具現化されたものが子ども自身にちゃんと影響を及ぼすように届くということと両方を言っているのですよね。子どもに届くということに関しては、私たち大人でもこれを全部読むと混乱しそうなどころがあります。具体的に何というところが、今ひとつ掴めなかったりもするので、施策をこれから推進していくに当たっては、もちろん法的な専門家の方もいらっしゃるのですが、これを知っていくのは本当に一般的な方々ですので、そこに落とし込めるようなかたちで進めていってもらいたいというのを大いに思うところです。

子どもたちがこれから多様性の中で生きていくということを、私たち大人も把握をして、先ほどおっしゃっていたように、今は本当にチェンジしていかなければいけないというところで、ここでは大人がという使い方をしていますけれども、一番知らなければならないのは保護者で、家庭で、というところだと思います。

この権利条例の第5条のところには、「保護者は」という言葉がいっぱい出てきますけれども、「大人は」という言い方にしてしまうと何となく保護者というところが緩くなってしまう気がしています。

本来の第一義的には、保護者がそれを把握しなければいけないのではないかとすごく感じています。もちろん周りからいっぱい手を差し伸べることもとても大事だと思いますけれども、一番まんなかにいて子どもと一緒にいるのは保護者なので、そこに届くような言い方をしながら施策を作っていけたらいいのではないかと思います。

市長

まず、前半のところ、「こどもまんなか」と言っておきながら子どもにとってこれが分かりやすい内容かというところでした。厳しい指摘です。今後、具体的に子どもに対して届く言葉を使いながら、2つの捉え方があるなというご意見でした。

こども未来課長

まず委員ご指摘のとおりだと思います。今まで我々が行政として取り組んできたものとして、計画統合いたします富士市子ども・子育て支援事業計画というものがございいます。これについては、メインは子育て支援であります。ある意味、保護者に向けてです。これは法定計画であるのですが、この中でもご指摘のとおり、保護者が子どもに対しては第一義的な責任を負う、というところが明記されています。それを統合するものですから、その考え方自体は変わっていません。

また、子どもに届くというところでは、子育て支援が従来では比較的ウエイトが高

かったのですが、やはり今回は、法ができて、子どもが権利の主体であるというところでは、子どもの「子育て支援」というところから、「子育て支援」と言いますか、子ども支援も非常に重要になってくると思っております。

子育て支援と、子ども支援、この二つを通じて、こどもまんなか社会ということで、国の言葉を借りますと、全ての子どもたちが幸せな状態「ウェルビーイング」の生活を送れるように、事業施策を実行することによって、子どもたちのウェルビーイングが実行できるようなそんな社会にしていきたいと思っています。

和久田委員

まさにそのとおりで、この権利条例の第3条第3号子どもの最善の利益が第一に考慮されることという子どもにとっての最善が何なのかということを理解してこの施策を作っていくと、違った方向にいつてしまうのかなということを感じました。

不条理なことも世の中に出ていくといっぱいあるものですから、優しさだけで包んでいくことが子どもにとって最善かということそうではないわけですから、そこをどんなふうにしていくのかということが大きな課題なのかと感じております。

市長

子どもの権利条例の前文では、「大人は」と書かれています。中の方だと「保護者は」と書かれています。「大人は」と「保護者は」とどのように使い分けているのでしょうか。

こども未来課長

基本的には、子どもと大人ということで、富士市子どもの権利条例の中では子どもに対して大人という表現にしています。あくまでも子どもにアプローチするのは、保護者だけではなく、地域に行けば、地域の大人たちがいるでしょうし、学校に行けば学校の先生がいらっしゃるでしょうし、家庭に行けば、もしかしたら祖父母の方もいらっしゃるかもしれません。子どもを取り巻く様々な大人たちがいますので、保護者には限定しなくて、あくまでも大人という視点の中で大人という表現をしています。

条例の第5条、第6条、第7条のところで見出しをご覧くださいますと、第5条では「家庭における権利の保障」ここについては、保護者という表記をしています。第6条「育ち学ぶ施設における権利の保障」ここでは大人という表現になっています。第5条以外は基本的には保護者以外の大人という区分けになっています。

塩谷委員

確かに条例の前文では子どもと大人と大きく明記されていますよね。ただ、第2条の定義規定だと子どもに対して保護者という定義があり、「子どもを現に監護するのは保護者」ということで子どもを守る第一義的な責任は保護者であるべきだとして、第5条で保護者の責務として書かれています。保護者以外の大人というのは市民等となるんですよね。施設関係者もそうだと思います。市民等というのが、保護者も含んだ全体を示すものだと思っています。条例自体は確かに子どもをまんなかに据え、子どもの利益を第一義的に最初にまず考えるべきは保護者であって、保護者も保護者

だけで全部やれるかという無理だし、そこは、市民であったりその関係者だったり、周りに取り巻く人たちが一緒になって、保護者を支え、子どもを支えていこうという理念ではないかなと私も思っています。

やはり気になるのは、その資料の2ページの策定に向けた取組という中で、令和5年度にアンケートをいろいろされたという結果が載っております。この中で、例えばアンケート回答率のところを見ると、小学生・中学生はすごく真摯にやっていると思いました。保護者もそれなりに半分ぐらいの人は答えています。その下の保護者以外の大人、これが現に子どもを監護されてないシニアの方も含めた大人だと思うのですが、23%のアンケート回答率だということで、本来であれば現にもう保護者としての役割を終えられた方とか保護者でない方も、どうこの施策の中に巻き込んで、地域全体で支えていこうかという視点がもう少しはつきり出てくるとよりよいと思ったところです。

こども未来課長

貴重なご意見ありがとうございます。今2ページのアンケートの回答率のところを塩谷委員からご指摘をいただいたところでございます。やはりその保護者と一番その下の保護者以外のところで20ポイントほど差があるというのは、意識の差が出てきてしまっているのかなと思っています。そういうところでやはり子どもを取り巻く全ての大人たちが子どもに対してやさしいまちづくりをしていくためには、これがとても大切なことであるという重要性を認識していただくことが大切なことであると考えています。

私も色々な方のご講演を聴くなどの機会があるのですが、子どもの権利を知ることの大切さがまず第一歩だと思いますので、そこについては改めて委員からのご指摘も受けて強く思ったところでございます。今後の周知啓発については大切なことだと思っています。

教育長

この基本的な考え方については、2段構えに考えられていると感じたところです。それはそれで意義があり、1つは子どもを主体にしたときには、子どもの権利を守るということを保障するという視点で、後に出てくる前半の立て付けになっています。

もう1つは、若い世代ということで、その若い世代というのは、もうここに出てくる、出産子育てとなると、今度は享受される、子どもとして享受される時代世代であり、さらに今度は享受する立場に立つわけですね。自ら子どもを守り、子どもを育てるという立場、その2つの層が、一緒に計画にいるというのが基本的な考え方なのですね。これは子どもを育てる間には今自分の話がありましたけれども、育てられる子どもの権利と、それを育てようとする大人を支援していく、その種の在り方というのが一体的な考え方でいきますという、この考え方は非常に大事な考え方ではないのかなと思います。

最初は若い世代だとか、大人と子どもが一緒になって1つの計画に盛り込まれることで、分かりにくさというものがあつたのですが、それはその分かりにくさよりもむしろ一体的に、子どもたちが成長していくためには子ども自身の権利もそうだ

けれども、子どもを育てる側の方々の義務であり権利であり、それを支援するための行政の在り方を一体的に計画に盛り込むという考え方がされているので、この基本的な考え方については私は理解をさせていただいたところですし、これが具現化されることが大事だなと思っております。

市長

色々な活発なご意見をいただきましてありがとうございました。先ほど、基本的な事項に大人という視点を入れた方がいいであるとか、あくまでも子どもまんなかであるとか、子どもの最善の利益を第一に考えることなど、皆様方から意識の高いご意見をいただきました。

子どもが18歳、若者が40歳未満ということで、我々は子どもを育てる立場の若者も支援する、これは教育長がいみじくもご指摘いただいたのですけれども、そういう総合計画なのだと改めて認識しました。まずは1項目はこの辺でよろしいでしょうか。

次に基本理念、案も踏まえた基本目標ということで、4ページ、5ページになります。ご意見を伺えればと思います。

松田委員

この表を見させていただいて、上から子育て、地域というように読ませていただいたのですが、あくまで基本目標となる計画なので、この1の(1)が、計画をスタートするに当たってはすごく重要なところなのかなと思いました。

この下のところに関しては、各それぞれの計画で色々な機関が今取組をしていると思うのですが、子どもの権利条例を総合的に捉えた時に、大人自身もマインドが変わっていかなくちゃいけないし、子ども自身も自分たちはこういうものであるという芽生えが、双方に必要だと思われます。

そのときに、この基本目標の1の(1)で、「子どもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち」といったところに、私自身が感じたのは強さがないというか、計画を立てていくのに子どもが自分の権利を主張していい、言っていという土壤が、この富士市にあるのか、今のお子さんや、ましては20歳くらいの若者がそう思って育って生きているかどうかというところを疑問視しています。

聞く大人がまず、「そうだね。」と、聞く。聞く姿勢のマインドが醸成されてるのかというところに、まだ自分自身も含めて疑問があるので、ここのところに強さを感じなかったという感想を持ちました。できればそこをもう少し自分たち自身が変わるんだというような目標の言い回しがいいなと思いました。

市長

ここは(2)との関係ですね。子ども・若者の多様な意見を反映させる仕組みづくり、こことの関係について担当課からお願いします。

こども未来課長

文言については、少し検討も必要かなと思ったところです。子どもの意見とその尊重というところは先ほどの保科委員からのご指摘にもあったとおり、4つの一般原則

の中でも一番大切なところになります。ですので、基本目標の中でも一番大切なところということで、基本目標の中項目（２）のところで、多様な意見を反映させる仕組みづくり、ここにどのような施策をぶら下げていくのかというところが非常に大切になっていくと思っています。

子どもの意見もとても大切でこの計画にも子どもの意見を反映させることの大切さということを我々としても考えていかなければならないと感じております。関係各課のところで様々な子どもの居場所に足を運んで、アンケートだけではなかなか声を挙げられない子どもたち、挙げたくても挙げられない子どもたちの居場所にも足を運んで、丁寧な意見聴取を行っていきたいと考えています。そういうことが、最終的には自己肯定感の向上などにも繋がっていくのだと思います。

子どものアンケートを実施した時にも、子どもの権利に関するアンケートを実施したのですが、大人、保護者は自分の子どもがすごく自己肯定感が高いと思っています。ただ、子どもはそうではない。そのギャップがものすごく大きくて、そこがやはり一番の問題なのかなと思います。最終的にはその基本的きちんと認めてあげて、意見を聞いて、反映をさせてあげて、そういうところが少しずつステップアップして、力強い内容になっていったらいいと思っています。

松田委員

ぜひ、すごく大事だと思うので、よろしくお願いします。

塩谷委員

私は教育委員ですので、この福祉的な側面と教育的な側面の両方があると十分理解しているのですが、子どもたちたちも学びたいし、親としてもやっぱり良い環境で学ばせたい、できればずっと富士市の中で学ばせたいというところで、この学校教育の充実とか市立高校の充実、そこではどうしてもこの中に入れていただきたいなという思いがあります。

大項目３の（１）の「子どもの主体性を尊重した教育・保育環境の整備」の中に「学校教育の環境整備」がありますが、全体のたくさんある中の１つしかなく、少々寂しいなという思いもあるのですが、保護者世代も教育環境、富士市は教育の環境がいいからここで学ばせたいとか、富士市で子育てをしようと思決をするのも十分あると思います。ですので、施策を考えるに当たって、学びの機会の充実とか学校の充実、市で高校を持っているので、そのプログラムは充実することなどをここにある程度入れていただけたらいいなと思っています。加えて、18歳に限らずそこから先の、今回若者というところに広げるとなると、やはり更に大学や専門学校で学びたいとか、東京で一人暮らしをしたいけれども、それだけの経済的負担はできないから富士市から通いたいとか、そういう方に対して何らかの支援をあるかどうかとか、そういうところまで広げて、どんな施設があり得るかなども含めて、教育とか高等教育に対する支援、住みやすさや学びやすさというところの視点を入れていただきたいなと意見ですが思ったところです。

こども未来課長

この計画を子ども・子育て会議を中心にして検討している最中ですが、委員長である先生からもこの計画は、福祉計画にしてはだめだというお話がございました。教育と両輪をもって進めていかないと、この計画がこの計画として成り立たないのだ、というようなことをおっしゃっていただきました。

そういう視点において、冒頭の基本的な考えの中で、教育振興基本計画との連携を図るという文言を入れさせていただいております。そういう意味で、庁内の検討会議でもこども未来部長を委員長に、教育次長を副委員長に、そういう組織体制の中で教育委員会と福祉部門、両輪でこの計画を検討しています。

教育次長

3の(1)のところ、には項目が2つしかないのですが、あくまでも想定される基本施策として書かれているだけですので、実際には環境整備というハード的なものになるのかなと思います。具体的には空調整備であるとか、GIGA 端末の整備ですとか、そういったことをしていきたいと思います。

教育長

今、学校教育がこの中にどう捉えられるかということですが、3の(1)に改めて学校教育という言葉が出されているのですが、実際には基本目標の1の(1)で子どもの権利の保障、基本施策の中に「子どもの意見表明・参加の促進」とあります。まさにこれは学校教育の中で大切にされるべきことだろうと思います。ここでは学校教育という言葉はないのですが、私は基本施策を縦で見っていくと、いくつか学校教育の中で関わっていく、担わなければならない部分がむしろたくさんあると思っています。

意見表明のこともそうですし、子どもの多様な意見の反映というのも(2)にあります。ここはまさに学校教育の中で行われるものだと思います。この下にも、不登校の子どもへの支援もありますし、ヤングケアラーへの支援、体罰いじめの防止、これも学校教育そのものですから、施策に落とし込まれたときに、学校教育の中で担っていく、中心になっていくことはたくさんあるというのは私が感じたところであります。

3の(1)だけが学校教育という言葉が出てくるが、では何でここだけ学校教育なのかなとも思いました。ですが、その頭の部分に、子どもの主体性を尊重した教育環境の整備とあります。そうすると、いろんな学校行事だとか、教育課程づくりだとか、これまでは教育課程も教員や大人だけで定めていたものも、これからは、子どもの主体性をしっかりと入れた教育課程を組むんだよという意味での教育環境整備なのかなと思います。このことが大事だとあえてうたってくれているので、そういう認識であると、なるほどというのは感じます。

ですので、教育というものがこの福祉と教育が、とにかくこの中に一体化されて、これからの施策が進められていくのかなと私自身はそうと思っています。連携していきたいと思っています。

こども未来課長

この想定される施策のところは、この基本目標がイメージしやすいようにサンプルとして載せさせていただいております。現在、この目標にぶら下がる各種施策を各課に文書をもって発出をして検討していく方向で動いています。今、調整をしている最中です。我々が検討している中では、今教育長がおっしゃったように、学校教育にかかる部分も3の（1）だけ特徴的に出てしまっています。一番上の1の（1）のところから、様々散りばめられて出てきているところもありますので、そこについては今後関係課とも調整させていただければと思っております。

保科委員

資料の1と2を子ども目線で、子ども自身が見たとすると、「こどもまんなか やさしい ふじ」とあって、すごくいいまちに生まれたなと思うと思います。その中で、基本項目の中項目を見ると、子どもの権利を保障してくれるんだ、その保障するための施策として、以下のものを富士市がやってくれるんだ、じゃあ自分としたら、子どもの権利の保障とはどんなものがあるんだろうかというところで初めて、自分としてはそういった理解をするのではないかと思います。

想定される基本施策のところに、そういった子どもの権利とは、こういうものだよというものが並ぶか、もしくは前のページの報告書全体の中で基本目標の中で、先ほど言った4つの条例のところを、参考資料として付けるだけではなくて、抜粋で入れた上で、具体的にSOSを発信する権利が君たちにはあるんだよということをイメージできるようにしていただきたいと思います。

こども未来課長

おっしゃるとおりであると思います。子どもの権利の保障というのは、今回の計画のある意味1丁目1番地だと思っています。ですので、富士市は、静岡県で唯一子どもの権利条例があり、それが富士市の最大の強みだと思っています。富士市で子どもの権利をきちんと守って行くまちというところを全面的に出すためにも、1の（1）のところにに入れてあります。

今後、計画を最終的に作っていくときの、書きぶりというのも大切なのかなと思っています。例えば、お話を聞いていて思ったのは、コラム的にそういったものを入れるだとか、そうすると計画だけの難しい字面より、子どもにも分かりやすくなっていくのかなと思います。その辺の見せ方、伝え方については検討させていただきたいと思います。

教育長

この一覧表では、出し方、書き方というのが非常に意味を持ってくると思います。この子どもの権利の保障という言葉は、この基本理念そのものであろうと思っています。この基本理念を見たときに、5ページ目の（4）の基本理念、「こどもまんなか みんなではぐくむ やさしいまち ふじ」というこの言葉の中の子どものまんなかの中にも基本理念の保障があり、それからやさしいまちの中にも、子どもの権利を保障するとあり、まさにこの子どもの権利の保障というのは、この基本理念の1丁目

1 番地なのかなと思います。

それと同時に、もう 1 つあった、若者支援と、子育てしようとする若者支援の 2 つの理念がこの中に含まれていると思います。そうすると、基本目標のこの中に、子どもの権利の保障という取り出しで、他のものと同列にこの表現はここに来るのかどうかということをもう一度検討していただければと思います。

まさに基本理念そのものは子どもの権利の保障になるので、さらに子どもの権利の保障を施策との兼ね合いを見ると、3 番の（1）、ここまで全部子どもの権利の保障の内容が来るんですね。例えば、2 番の（1）の居場所づくり、子どもの安心して過ごせる場所が保障されるというのは、子どもの権利の保障であるし、さらにその下の 2 番の（2）の体罰・いじめの防止、安心して生活できる子どもの権利だろうと思いますし、先ほどちょっと重なりました 3 の（1）の主体性を尊重した教育はこれも意見表明権に繋がってくると思います。まさにこれも子どもの権利が保障された姿だろうと思います。1 番の（1）だけが子どもの権利の保障された姿ではないので、むしろこの 1 番の（1）についてはまたもう少し、ここにあった意見の表明なのか、子どもが生き生きと自分らしさを発揮できるような、そういう狭めた表現の方がいいのかなというのを感じました。そんな検討も今後どうでしょうか。

こども未来課長

貴重なご意見ありがとうございます。1 の（1）だけが子どもの権利の保障とは捉えられないと思いますので、この表現については検討させていただければと思っています。

和久田委員

この目標を作るということは、これからどう達成していくかということをやっていくのだと思います。これを見たときに、私たちも教育委員の評価表があるのですけれども、同じづくりなのだと思います。

基本方針があって、大項目があって、中項目があって、次に課題があってというかたちで、市役所なのでやっぱり同じような形で作り上げていくのだなと感じました。もうちょっと違うづくりでもいいのにと感じたりもしました。

中項目の下に、具体的なことが出てくるのですが、企業でもそうですが、いっぱい出てきたものを、みんなでどうするという話になるんですね。その時にその管理表というものを作っていきます。外的要因や内的要因を全部含みながら、例えば、もし生活困窮家庭への支援がなされなかったら何が起きるというのを作ります。その影響力が大きければ大きいものほど、優先してやっていくというかたちをとっていきます。

全部が優先順位が高いのだと思うのですけれども、何かしら今年度はこのようにやっていかないと、これを受け入れる職員の方々とか、或いは市民とか地域とかがアップアップになってしまうのではないかと感じました。これからもっと出てくる中で、整理整頓をしながら、その目標達成をどういうふうにしていくのか、また目標達成に向けて、達成度をどうやって図っていくのだろうかとか、そういうところまでを含みながら見ていただいた方がいいのかなと感じました。

こども未来課長

ご意見ありがとうございます。行政計画はやはり理念があって、目標があって、そしてそれにいろいろぶら下がる施策があってというように、一つの型があります。

我々もそれに基づいて今計画を作っているところです。やはりそこで、企業であるとか重要度があってということがあるのだと思うのですけれども、これも今我々が想定している中で300弱の施策がぶら下がってくるだろうと想定しています。その洗い出しをして、今後各課とやりとりをしていかなければならないのですけれども、それぞれの個別の事業についても、目標数値など定量的な数値などができれば、それを挙げ連ねて進行管理をしていかなければいけないのかなと考えています。

この計画は大きな流れでいうと、こども基本法があって、こども大綱があって、大綱の中でも、大綱のアクションプランのこどもまんなか実行計画というものが国から出されています。その中でも、各種様々な基本目標数値というものが出されております。そしてさらに、それだけに留まらず、縛るものではないですけども、その計画が順調に進んでいるかどうかということ把握するためのモニタリング数値というものも国は出しております。今後、もう少し目標数値等については、精査をして検討していかなければいけないのですけれども、目標に掲げるものと、モニタリング的な数値のものと、うまく組み合わせながら計画の進捗を図っていくということは必要なのかなと考えております。

和久田委員

今の話を聞くと、これ以外にアクションプランというものも作っていくということですよ。これに基づいて作るということですか。

こども未来課長

これがまさしくアクションプランになります。資料に戻りますけれども、1ページ目の子ども総合計画の一番左上のところに国のこども大綱があります。その大綱の下に、令和6年5月にこどもまんなか実行計画、こども大綱のアクションプランを実行計画として作っています。その実行計画の中には、色々な目標数値が書かれています。

和久田委員

広がれば広がるほど、何をやってるのか分からなくなってしまう可能性があって、それに対応する人たちのモチベーションも持ちづらくなってしまいます。もう少しシンプルな形で、目標の表なので、これが精査されてないので難しいのですけれども、これをアクションプランとしてやっていこうとするときには、もう少し分かりやすいようなかたちで落としていって、優先順位はないかもしれないですけど、それを少し出していかないとちょっと厳しいかなとも思います。何かやってるねくらいにしか分からなくなっていて、薄くなってしまうのはもったいないと思うので、そうならないようなアクションプランになって欲しいと思います。

松田委員

基本目標の5つの中で、富士市にとっても4番のところはものすごく重要度が高い

と思います。1番はまさしく絶対的な基本理念なのですが、4番のところが富士市にとってこれから1番を守るためにも、みんなが結婚して子どもが増えるためについての環境づくりが4番は大事だと思います。

今、こども未来課からお話を聞いているのですが、こども未来課だけで作った基本目標で、この目標が叶えられるのかどうかというところは私自身がすごく疑問があります。これは本当に大事なところになると思うんですね。

若い人たちが希望を持って、富士市に戻ってきて、子どもを産みたいと思えるのか、今本当にここの施策が整えば、若い人たちがこれで子どもを何人かもうけたいと思うのかどうかというところ、そのギャップであるとか、ただ計画で書くだけになってしまうと本当にそれが実行できるのか、やはり実行できるようなかたちにしないと、人口減少でお子さんが生まれている数も減っていつているので、そういうところはどういうかたちで実行していくのか、こども未来課さんだけでできるのかということ疑問視しています。

こども未来課長

ご指摘ありがとうございます。一番初めにスタートしたところで、この計画については国がそもそも少子化対策の大綱も含めた中で大綱を作っております。これは県内で富士市にしかないのですけれども、少子化対策のプランというものを作っています。少子化対策というのは、非常にすそ野が広くて、委員ご指摘のとおり、こども未来課だけで対応できるものではございません。全庁的な対応を図って、プランの進行を進めているところでございます。

本年度につきましては、市長も非常に危機感を持たれているという中で、トップダウンで少子化対策のパッケージを作ったところです。令和6年度の少子化対策のパッケージですけれども、「みんなで子育て」、それから子どもを預けたいというそのニーズに応えるために「預かるを充実」、そしてやはり家庭に対して安心感をもってもらいたいということで、「家庭へ寄り添う」、家計への支援ということで「家計にやさしく」、そして今、委員ご指摘のとおり、若い方に富士市に戻ってきてもらいたいということで若者応援の四葉のクローバーに「若者応援」という一つのパッケージを作っております。

こちらを作った背景にも、市民のアンケートをもとにすると、子育てに対して非常に不安感というものがある。保護者の方も不安感が非常に多いとありました。それを逆に安心感に変えるという中で、令和6年度についてはこども未来パッケージを作ったところでございます。そういうものも含めて、今後、基本目標4のところについては、重点的な取組になるのかなと思うのですけれども、全庁的な取組として進めていかなければならないことだと思っています。

市長

当然その部分においては、企業や地域社会においてなど幅広くなっています。子どもの権利条例においては、企業などそういったところまでの取り決めはないですが、本来計画を立てるなら条例を定めるのはそれぞれの責務ですので、明確にしていかなければなりません。行政だけがやっていくものではないと思うので、どういうふうにし

ていったらいいのでしょうか。

こども未来課長

そこについては、おそらくですけども「オール富士市」で取り組んでいかなければならないとなってくると思います。そういう中で、そこで最終的にどんなふうに取り組んでいくのか、様々な施策の中に落とし込んでいくところになると思ってはいます。例えば、一つの事例として企業を巻き込んだ子育て支援ということで、オフィシャルサポーターの認定制度というものがあります。官だけでなく、民間企業も含めた上で、子育て政策をしっかりと行っていただくような応援団をいっぱい富士市の中でも増やして、官民共同で様々なことを取り組んでいくということで、力を入れていかなければならないところだと思っています。

また、元吉原の廃園になりました幼稚園の跡地を利用した「みらいてらす」というものがあるのですけれども、そういったところも拠点にしながら官民共同で子育て支援策の方をやっていくということがとても大切になってくると思います。

和久田委員

今、お話にあったように、企業を巻き込むのはすごく大事だと思います。先ほどから出ている「大人」「保護者」というワードは、ほぼみんな企業に所属してるわけです。こういう権利のこと、子どもたちのことを伝えていくのに、一番伝わるのは例えば会社で言うと社長さんが社員に向かって伝えるなどが考えられます。PTAの会報等に載せるよりももっと効いてくると思います。だとしたら、私たちの意識を変えていかなければいけないと、最初おっしゃったようなことをやっていくのであれば、企業を巻き込みながら、どうやったら大人の意識を変えるのか、どこから発信していくと意識を変えられやすいのかということ、考えながらやっていくということも一つの策ではないかなと思います。

塩谷委員

今、改めて条例を見てみると、第2条の第4号に「市民等」の定義がされています。アの市内に居住し、通勤し、又は通学する者に加えて、イでは、市内に事務所を有する法人その他の団体と書かれています。これは事業者なんですよ。これは市民等には当然ですけど、地元の事業者はどまんなかに入っていて、その事業者の責務として、第7条には地域における権利の保障というようなここにも崇高な規定が置かれています。例えば第2項で、「市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。」と書かれています。この辺りを取っ掛かりにすると、会社等、全体を巻き込んだ形で、条例に即した施策ができていくのかなと思いました。またその辺りをぜひ、条例等を研究していただきつつ、反映させていただいたらいいなと感想として思ったところです。

市長

富士市は条例があるのは強みだと思います。ないところは何に基づいて、何に則っ

てやっているのかということ、それは先ほどのこども基本法になると思います。

大綱というのは、どういう位置付けになりますか。

こども未来課長

国は以前、内閣府が作っていた少子化対策の大綱、それから、文部科学省の方で作っていた子ども若者育成の大綱、それから、今はこども家庭庁になるのですが、子どもの貧困対策に対する大綱があってそれを令和5年12月に1つにしたものが、こども大綱です。基本法があって、大綱があって、今は各市町においては、こども基本法の中にも実行計画を作りなさいというものがあるものですから、努力義務ではあるんですけども、それに基づいて、今、各市町では法に基づいて動いているところであると思います。富士市は条例があるので、条例があることの強みを生かすことができます。

市長

市民等とありますからね。それは具体的に基本施策に実施していく上では明確になっていくのだらうと思いますが、総合計画の中に分かりやすく示されていく必要がありますね。

こども未来課長

そこについては、改めて検討したいと思います。

市長

ありがとうございました。皆さんに一通りご意見を出していただきました。非常に活発な議論をいただいたと思っております。今回の議論は先ほどの基本的な考え方部分に書き加えるような事項もありましたし、総合計画を作っていく上で今後参考になるような、しなければならないような事項が多々出てきたと思いますので、ぜひそれを整理して今日の議論を今後の総合計画に反映させていただきたいと思います。

非常に、今日は活発な議論をいただきました。有意義な会になったのではないかと思います。ありがとうございました。

閉会

教育次長

皆様、ありがとうございました。

今日、たくさんのご意見をいただきましたので、9月4日に庁内の検討委員会の方がありますので、本日のお話につきましては参考にさせていただき、また議論をしていきたいと思っております。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして令和6年度第1回総合教育会議を閉会致します。本日は誠にありがとうございました。